

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋床ドレンサンプポンプ（A-B）出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	燃料プール冷却浄化系現場ラックに「スキマサージタンクレベル高」の警報発生が認められたため、対応検討	D	
3	2号機	所内ボイラ（B）ドラム圧力変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧力変換器を修理	D	
4	2号機	原子炉建屋地階原子炉隔離時冷却系ポンプ室入口水密扉ハンドルのノブに外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	廃棄物処理系廃液スラッジ貯蔵タンク（A）レベル指示計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
6	4号機	定期事業者検査（蒸気タービン設備検査）において、計測機器（主タービン第1軸受出口潤滑油温度計）に指示不良（オーバースケール）が認められたため、対応検討	C	
7	4号機	定期事業者検査（安全保護系検出器要素性能（校正）検査）において、計測機器（原子炉格納容器内酸素濃度計）に動作不良（レンジ切替できず）が認められたため、対応検討	D	
8	4号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査（B系））において、検査要領書（端子台番号）に誤記が認められたため、対応検討	D	
9	4号機	高圧復水ポンプ（B）シール水温度検出器点検において、コネクタ部の一部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）清水加熱器出口ベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）すくい管制御器に速度指示値の上昇（約27%から約30%）が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
12	5号機	起動用変圧器（A）ケーブル接続箱の溶接部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	不活性ガス系液体窒素蒸発器加熱蒸気用温度調節弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	原子炉再循環ポンプ（B）モータ上部振動計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該振動計を点検・修理	D	
15	その他	承認書（エンジニアリングコース研修業務委託）の上覧において、当初作成の承認書の廃棄が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで